

■受領No.1421

高度科学技術社会における「安全と権利自由の両立」 —治安機関に対する民主的統制制度の研究

代表研究者

小林 良樹

明治大学 専門職大学院 ガバナンス研究科 特任教授



Balancing Security and Human Rights in Advanced Science and Technology Society - The Study of Democratic Oversight of Intelligence and Security Services

Principal Researcher

Yoshiki Kobayashi,

Graduate School of Governance Studies, Meiji University Professor

本研究は、現在の日本の国会における情報監視審査会制度に関し、①米英等における類似の制度に比較して依然不十分であること、②ただし、将来的な「議会による IC に対する民主的統制の機関」の本格的な創設の準備として積極的に評価し得る点もみられること、を明らかにした。今後とも研究を継続し、本研究の当初目的である『日本の治安機関に対する民主的な監視制度の今後の具体的な在り方の解明』の達成を目指すことが必要である。

This study has revealed that (1) the current system of the Board of Oversight and Review of Specially Designated Secrets in Japan's Diet is still inadequate compared to similar systems in the U.S., U.K., and other countries, and (2) the system can be positively evaluated as a preparation for the future establishment of a "parliamentary body for the democratic control of the IC. It is necessary to continue this research to achieve the initial goal of this study, which was to "clarify the future specifics of the democratic oversight system for Japan's security agencies.

1. 研究内容

1.1 当初計画

本研究「高度科学技術社会における『安全と権利自由の両立』—治安機関に対する民主的統制制度の研究」の当初の計画は次のとおりであった。

「2020 年の東京五輪等を控え、我が国の治安機関（インテリジェンス機関、警察等）は、高性能街頭防犯カメラ、顔認証システム等の高度科学技術を駆使したテロ対策等の強化を図っている。また、諸外国の趨勢にかんがみれば、我が国においても近い将来において、高度に発達したサイバー

空間に対する治安機関の監視権限の強化等をめぐる議論が高まる可能性もある。しかし、国民世論の中にはこうした動向に対する懸念もある。かかる課題に対し、欧米諸国等では治安機関に対する監視機関の設置・権限強化等により対処が図られている。

今後、日本においても同種の制度の導入に向けた議論が高まる可能性もあるが、先行研究等は乏しいのが現状である。こうした状況を踏まえ、本研究は『日本の治安機関に対する民主的な監視制度の今後の具体的な在り方の解明』を目的とする。

具体的には、日本における民主的な監視機関の望ましい設置形態、権限範囲、構成員の属性等の解明と提案を図る。手法として主に、欧米諸国等と日本の関係諸制度の比較分析を行う。当該研究により、高度科学技術下の民主主義社会における『安全と権利自由の両立』の実現に貢献し得ることが期待される。」

1.2 実施状況

2020年初からのコロナ禍を受けて、本研究を前記の当初計画通りに進めることは困難となった。とりわけ、関係国への出張、現地関係者への対面での聞き取りの実施等は実質的に断念を余儀なくされた。こうしたことから、本研究は、日本国内における文献調査及び関係者へのリモートでの聞き取りを中心として実施された。

コロナ禍という一定の制約はあったものの、本研究の途中経過に関しては、下記2.のとおり、適宜、論文発表及び国内外の学会発表の形で公表された。その上で、本研究の取り敢えずの最終的な成果に関しては、2022年3月末に刊行された拙著「国会によるインテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制 — 情報監視審査会によるインテリジェンス 監督機能の評価」、『ガバナンス研究』第18号(pp. 43-71、2022年)において公表された。

1.3 暫定的な成果

前記の拙稿は、「2014年に創設された国会の衆参両院の情報監視審査会が『議会によるICに対する民主的統制の機関』としてどの程度有効に機能しているのか」との問題の分析・検証を試みた。同審査会の有する法的権限、創設からこれまでの活動実態等に基づき米英等欧米先進諸国の類似の制度との比較分析を行った結果、現在の日本の制度は、米英等における類似の制度に比較して依然不十分であると考えられるとの結論を得た。一因として、同審査会に付与された法的権限が限定的

であることがあり、その背景には、当該制度の創設の経緯が深く関係していると考えられる。ただし、同審査会の制度設計や2014年の創設以降の同審査会の活動の実態にかんがみると、国会におけるインテリジェンス・リテラシーの向上に資する点が認められるなど、将来的な「議会によるICに対する民主的統制の機関」の本格的な創設の準備として積極的に評価し得る点もみられる(図1参照)。

本研究は、情報監視審査会制度の現状に関して「議会によるICに対する民主的統制の機関」との観点から包括的な分析を加えた最初の研究である。日本におけるインテリジェンス機能、ひいては安全保障機能の今後の健全な拡充の在り方を検討する上で一定の意義を有すると考えられる。

1.4 今後の課題

前記の研究成果には幾つかの限界もある。第1は、情報監視審査会の活動に関する評価基準の更なる精緻化の必要性である。第2は、情報監視審査会の秘密性及びその歴史が依然として比較的短いことから、その活動実態を十分に評価するには必ずしも十分なデータが得られていないことである。

また、当該研究は、現行の国会における情報監視審査会制度の特徴点の解明には一定の成果はあげることができたものの、当初計画上の目的(日本の治安機関に対する民主的な監視制度の今後の具体的な在り方の解明(より具体的には、日本における民主的な監視機関の望ましい設置形態、権限範囲、構成員の属性等の解明))に関しては必ずしも十分に達成することはできなかった。引き続き研究を継続し、今回の暫定的な成果を踏まえ、速やかに当初の目的の達成を図ることが喫緊の課題である。

図1：情報監視審査会の制度概要のまとめ

① 法的根拠	○	<ul style="list-style-type: none"> 国会法(第11章の4:第102条の13-21) 衆参両院の情報監視審査会規程(議院の議決で制定)
② 監視対象組織	○	<ul style="list-style-type: none"> IC機関全てを含む、特定秘密を取り扱う機関全て
③ 構成員・組織 独立の事務局	○	<ul style="list-style-type: none"> 委員数:各院議員8人 委員数配分:党派の議席比率 任命権者:各議員 自前の事務局あり
④ 権限範囲	▲ ○	<ul style="list-style-type: none"> 特定秘密保護制度関連の事項のみに権限は及ぶ 行政機関に対する勧告権あり(強制力はなし)
⑤ 会議の開催	○	<ul style="list-style-type: none"> 会期中平均2-3週に1回(慣例) 原則として秘密会、議事録非公開、議場に保秘設備
⑥ 構成員の任期 身分保証	○	<ul style="list-style-type: none"> 任期制限なし(*実際には平均約1年半で交代) 身分保証あり(非行等の理由ない罷免なし)
⑦ 内部告発 (公益通報)制度	△	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
⑧ 報告書等作成	○	<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書作成(報告先:議院議長)
⑨ 機密への アクセス権限	○ ▲	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権限あり(例外として安全保障上の制限あり) (*ただし、上記⑤の権限範囲上の限界あり)

凡例：○ 日本は概ね他国と同等、▲ 日本は他国より劣る、△ 何とも言えない。

出典：拙稿「国会によるインテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制 — 情報監視審査会によるインテリジェンス 監督機能の評価」、『ガバナンス研究』第18号(pp. 43-71、2022年)、p. 65(図表4-1)

2. 発表(研究成果の発表)

2.1 書籍(単著)

- 小林良樹『なぜ、インテリジェンスは必要なのか』(慶應義塾大学出版会、2021年)
- 小林良樹『テロリズムとは何か—<恐怖>を読み解くリテラシー』(慶應義塾大学出版会、2020年)

2.2 論文(単著)

- 小林良樹「国会によるインテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制 — 情報監視審査会によるインテリジェンス 監督機能の評価」、『ガバナンス研究』第18号、pp. 43-71、2022年。
<http://hdl.handle.net/10291/22387>
- 小林良樹「研究ノート：都道府県警本部長による対外説明の意義 — 基本的な諸概念(アカウンタビリティ、説明責任、正統性、信頼)の整理」、『社

会安全・警察学』第8号、pp. 95-123、2022年。

<http://hdl.handle.net/10965/00010731>

- KOBAYASHI, Yoshiki, "Assessing Police Oversight and the Complaint Review System in Japan," *Meiji Journal of Governance Studies* 5 pp. 15-28, 2020.
<http://hdl.handle.net/10291/21117>

2.3 学会発表(単独)

- KOBAYASHI, Yoshiki, "Assessing the Characteristics of Japan's Intelligence Function and Its Cultural Background," *International Studies Association 2022 Annual Convention*, March 28, 2022, online.
- KOBAYASHI, Yoshiki, "Balancing Counterterrorism and Civil Liberties in Japan - Accessing Japan's Parliamentary Intelligence Oversight System," *The 12th Annual Asian Criminological Society Conference*,

June 2021, online.

- KOBAYASHI, Yoshiki, "Assessing the Parliamentary Intelligence Oversight system in Japan - Current Situation and Challenges after the Olympic Games," International Studies Association 2021 Annual Convention, April 10, 2021, online.
- 小林良樹 「国会の情報監視審査会の創設から6年—インテリジェンス機関に対する議会統制機能の評価」、国際安全保障学会 2020年度年次大会、2020年12月5日、オンライン。